

別紙

軽費老人ホーム利用料の取り扱いについて

「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日付け老発第0530003号厚生労働省老健局長通知。以下「国指針」という。）に定める生活費（冬期加算含む。）、及びサービスの提供に要する費用（以下「事務費」という。）について、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 生活費（月額） ※改正なし

国指針の別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」第1の3（1）又は第2の3（1）で定める生活費（冬期加算含む。）の月額を、以下のとおりとする。

（1）生活費（月額）

生活費月額（ケアハウス） (円)

	現 行	改定後（上限）
甲地	46,090	46,943

生活費月額（A型） (円)

	現 行	改定後（上限）
甲地	54,288	55,293

冬期加算月額（11月から3月） (円)

	現 行	改定後（上限）
甲地	5,328	5,426

（2）留意事項

生活費及び冬期加算の月額については、上記の額を上限とし、各施設で金額を設定して差し支えないので、各施設の実情に応じ適切に取り扱うこと。

2 事務費について

事務費の算出基礎となるサービスの提供に要する基本額（月額）について、国指針の別表Ⅰ－1及び別表Ⅰ－2に定める額を以下のとおりとする。

（1）サービスの提供に要する基本額（月額）

改定後のサービスの提供に要する基本額（月額）

＝国指針のサービスの提供に要する基本額×1.0143×1.0061（円未満切捨）

【参考】

事務費（月額）＝サービスの提供に要する基本額（月額）＋各種加算額

（２）留意事項

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設における一般入所者対象のサービスの提供に要する基本額（月額）については、以下のとおりとする。

ア 別表Ⅰ－１（軽費老人ホーム）

⑤⑥⑦⑧のいずれかに⑨又は⑩を加えた額に１．０１４３を乗じた額に、更に１．００６１を乗じ、円未満を切り捨てた額

イ 別表Ⅰ－２（軽費老人ホームＡ型）

③に④を加えた額に１．０１４３を乗じた額に、更に１．００６１を乗じ、円未満を切り捨てた額

３ 事務費本人徴収額について

従前どおり、国指針の別表Ⅱ－１、別表Ⅱ－２により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設における改定後のサービスの提供に要する基本額（月額）を超える場合は、改定後のサービスの提供に要する基本額（月額）を徴収する。

なお、令和７年４月１日からは、国の指針で定められた額に１．０１４３を乗じた額に、更に１．００６１を乗じ、円未満を切り捨てた額とする。

４ 適用日

平成３０年４月１日から適用する。

令和２年４月１日から適用する。

令和６年４月１日から適用する。